附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第八条に規定する地域移行型ホーム事業者については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第七条から第十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条第三号中「及び第六十九条」を「、第六十九条」に改め、「に限る。）」の下に「及び第七十一条の三の二」を加える。

第五十一条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ」の下に「助言その他の」を加える。

第五十四条の八の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、十八人）」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第百七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第百七十一条」を加える。

第六十六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　嘱託医　一以上

二　看護師　一以上

三　児童指導員又は保育士　一以上

四　機能訓練担当職員　一以上

五　児童発達支援管理責任者　一以上

第六十九条に次のただし書きを加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十一条中「第三十六条まで、第三十八条から」、「及び第六十三条」及び「、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第六十三条」と」を削り、「第六十三条第六号」を「第三十七条第六号」に改め、「、第六十三条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第七十一条の三の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第七十一条の三の二　基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第七十一条の四中「第三十六条まで、第三十八条から」、「、第六十三条」及び「、第六十九条」を削る。

第八十条第一項中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された同一の一般的名称をもつ医薬品であつて、容量のみが異なるものについて同時に検定の申請を行う場合は、一の検定申請書において行うことができる。